平成２３年（フ）第３５４号
埼玉県蕨市中央３丁目27番15号　メゾン・リラ205号、旧住所埼玉県川口市芝富士１丁目20番14号
債務者　海老名重利
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３５８号
埼玉県新座市新座１丁目15番１号　セントラル・フォレストⅢ102号室
債務者　楠美　志保
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３７５号
埼玉県上尾市大字小敷谷472番地12
債務者　神林香奈子
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３８０号
埼玉県川口市前川４丁目17番３号　パステル前川202号
債務者　三井　美奈
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４０７号
さいたま市大宮区三橋４丁目883番地
債務者　堀川　康之
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４１７号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室9676番地　ブラン・シャテーヌ203
債務者　矢幡　　暹
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４６０号
埼玉県鴻巣市下忍3345番地９
債務者　五百旗頭静枝
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３０号
埼玉県草加市弁天６丁目23番16号　ハイツ桃ノ木202号
債務者　杉本とみ子（旧姓大熊）
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第７７号
茨城県稲敷郡美浦村大字大山196番地
債務者　村﨑　哲一
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第６９号
新潟市西蒲区巻甲2687番地１、前住所愛知県西尾市熊味町小松島49番地１　ヴィラ小松島203号室
債務者　鈴木　秀隆
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６１４号
愛知県清須市一場576番地　ステイブル神明101
債務者　和菓子かつらぎこと　世古　勇吉
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６１５号
愛知県清須市一場576番地　ステイブル神明101
債務者　世古　和代
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８０号
香川県高松市太田下町2672番地７
債務者　瀬尾　泰弘
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第８１号
香川県高松市太田下町2672番地７
債務者　瀬尾美喜子（旧姓六車）
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第９１号
香川県高松市栗林町２丁目20番６号、住民票上の住所香川県さぬき市長尾西1059番地
債務者　鎌倉　礼子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１０２号
香川県高松市国分寺町新居1363番地１
債務者　大内　順司
1　決定年月日時　平成23年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
高松地方裁判所破産・再生係